

# 県共済の自動車<sup>事故費用</sup>共済

## まごころ共済

自動車保険等に関係なく  
契約者(あなた)にお支払い

わずかな掛金で安心運転

普通車…… 1,000円(月々)  
軽自動車…… 550円(月々)



# 県共済

●お申し込みは最寄りの

鹿児島興業信用組合へ

●取扱支店名

●引受団体

鹿児島県火災共済協同組合

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(県産業会館5階)

☎099-225-4218 FAX099-227-3595

 <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>



# もし加害者になってしまったら・・・

自動車事故費用共済(まごころ共済)は  
共済金を**契約者**へお支払いします。

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担額が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

| 補償内容                                  | 支払われる共済金額   |  |
|---------------------------------------|---|--|
|                                       | 契約者側 負傷の場合  | 相手側 負傷の場合  |
| 入通院共済金<br>入通院の場合<br>(1人1日につき)         | 入院日額 <b>4,500円</b><br>通院日額 <b>2,250円</b><br>負傷者が複数の場合は<br>1日18,000円限度 | 負傷者が通算3日以上入通院した場合 <b>注1</b><br>入通院臨時費用共済金 <b>3万円</b><br>入院日額 <b>4,500円</b><br>通院日額 <b>2,250円</b><br>入通院共済金の合計額(入通院臨時費用共済金を含む)を限度として契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。 |
| 後遺障害共済金<br>事故の日から180日以内に<br>後遺症が残った場合 | <b>300万円～12万円</b><br>後遺障害別等級(1～14級)に該当する金額をお支払いします。                   | <b>300万円～12万円</b> <b>注2</b><br>後遺障害別等級(1～14級)に該当する金額を限度として契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。  |
| 死亡共済金<br>事故の日から180日以内に<br>死亡された場合     | <b>300万円</b>  | 死亡臨時費用共済金 <b>30万円</b> <b>注3</b><br>合計 <b>300万円</b><br>300万円(死亡臨時費用共済金を含む)を限度として契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。   |
| 対物担保特約                                | <b>30,000円</b>  | 相手の損害が2万円以上で、契約者側にも過失がある場合に3万円を契約者にお支払いいたします。<br>但し、共済期間内1回を限度とします。  |

※加入限度額は被共済自動車(補償の対象となる自動車)1台につき1口(300万)となります。  
※1事故における最高支払限度額は300万円とします。  
(注1) 1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が生じた時、相手側が実際に入通院した日数に該当日額を乗じた金額を支払限度額(入通院臨時費用共済金を含む)として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。なお、相手側に負傷者が生じ、3日以上入通院をした時は、速やかに入通院臨時費用共済金3万円をお支払いします。  
(注2) 1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺症が残り、約款に定める後遺障害別等級(1級～14級)に該当した場合、その金額を支払い限度額として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。  
(注3) 1事故につき、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた時、300万円を支払い限度額(死亡臨時費用共済金を含む)として、共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いします。なお、相手側に死亡者が生じた時は、速やかに死亡臨時費用共済金30万円をお支払いします。  
(注4) 上記(注1)、(注2)、(注3)の共済契約者が事故解決のため相手側に実際に負担した金額をお支払いする場合は、領収書または支払いを証明する書類が必要になります。

## 共済金はこんな時にお支払いします

**お支払い事例**  
衝突事故を起こして・・・  
●相手の車両損害が2万円以上あり、運転手と同乗者がそれぞれ30日入院と、自分が20日入院した場合

**相手側**  
① **4,500円×2名×30日=270,000円**  
(支払限度額)  
**契約者側**  
② **4,500円×1名×20日=90,000円**  
(定額払い)  
**支払共済金額**  
①+②+③ **30,000円(対物担保特約)**をお支払いします。

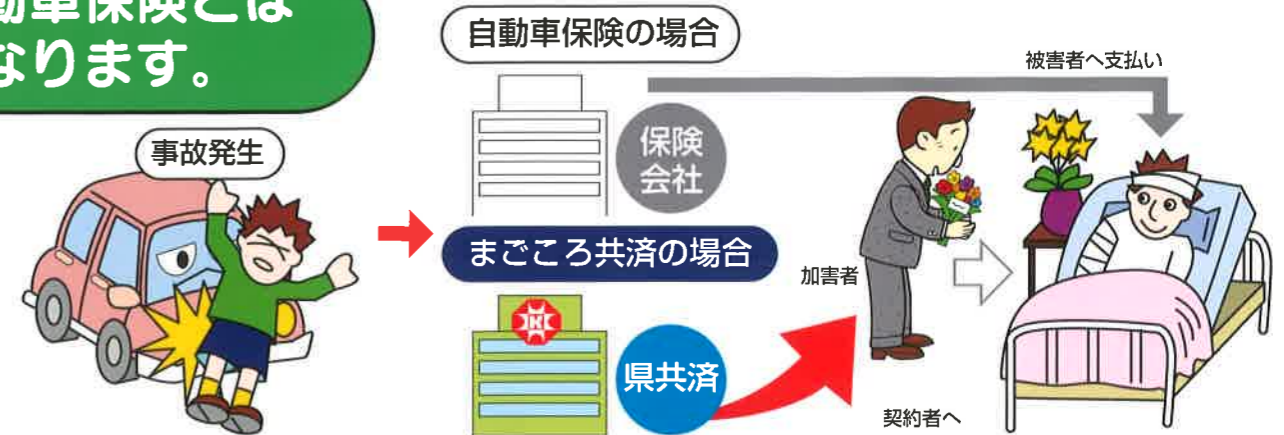
**お支払い事例**  
自損事故を起こして・・・  
●自分と同乗者がそれぞれ60日入院と、30日通院した場合

**契約者側**  
① **入院**  
**4,500円×2名×60日=540,000円**  
② **通院**  
**2,250円×2名×30日=135,000円**  
**支払共済金額**  
①+②=**675,000円(定額払い)**をお支払いします。

**お支払い事例**  
歩行者をはね死亡事故を起こして・・・  
●相手側が死亡した場合

**相手側**  
**死亡共済金3,000,000円(支払限度額)**  
**契約者側**  
なし  
**支払共済金額**  
**3,000,000円(死亡臨時費用共済金30万円を含む)を支払い限度額として契約者が負担した実費をお支払いします。**

自動車保険とは  
異なります。



## 車種別共済掛金

|   | 車種               | ナンバープレート                                | 月掛共済掛金 | 年掛共済掛金  |
|---|------------------|---|--------|---------|
| ① | 自家用乗用自動車         | 30～36・51～59<br>300～399・500～599・801      | 1,000円 | 10,000円 |
| ② | 自家用軽乗用自動車        | 50・53・57・560<br>580～589・591・592         | 550円   | 5,500円  |
| ③ | 自家用普通貨物自動車(2t超)  | 11・22・88・100～199<br>200・227・230・800～899 | 1,750円 | 17,500円 |
| ④ | 自家用普通貨物自動車(2t以下) | 11・88<br>100～199・800～899                | 1,450円 | 14,500円 |
| ⑤ | 自家用小型貨物自動車       | 44～47・88<br>400～499・800～899             | 1,000円 | 10,000円 |
| ⑥ | 自家用軽貨物自動車        | 40～43・48・80・88<br>480～486・880・883       | 550円   | 5,500円  |

●お引き受け可能なナンバープレートの一例(自家用自動車)

鹿児島 300  
さ 00-00  
白い板に緑の文字

鹿児島 580  
す 00-00  
黄色の板に黒の文字  
(軽自動車)

●お引き受けできないナンバープレートの一例(営業用自動車)

鹿児島 500  
あ 00-00  
緑の板に白の文字

鹿児島 480  
り 00-00  
黒い板に黄色の文字  
(軽自動車)

## お申し込み手続きは簡単です

加入申込書に車のナンバー等必要事項をご記入のうえ、取扱代理所の専用窓口にご提出ください。共済掛金および出資金は口座振替とします。(口座振替日は27日)

## 共済開始日はお申込日の翌々月1日からです

ご契約期間は1年毎とし、解約のお申し出がない限り毎年自動更新されます。



## 対象となる運転者は次のとおりです

- ①個人契約のときは、同居の親族が対象となります。
  - ②事業所で契約のときは、役員・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方は総て対象となります。
- ※①②以外の方は2名まで「届出運転者」として登録でき対象となります。

## 掛金は損金・必要経費になります

- 契約者が法人の場合  
掛金は損金に算入できます。
- 契約者が個人事業主の場合  
掛金は必要経費に算入できます。

## 出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めてご加入いただく場合は1口100円以上の出資金をお預かりいたします。

### お支払いできない主な場合

- ・ 共済契約者または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき
- ・ 無免許で被共済自動車を運転中に事故が発生したときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金又は入通院共済金
- ・ 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金又は入通院共済金
- ・ 戦争、変乱、暴動またはこれに類する事変によるとき
- ・ 地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき
- ・ 原因のいかなを問わず、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

### ご契約後の注意点

ご加入いただいているお車を変更されたときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。お届けいただいていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

### 個人情報の取扱いについて

県共済は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供を行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳細につきましては、県共済までお問い合わせください。

### クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象になりません。共済期間が1年の自動車事故費用共済は本制度の対象となりませんのでご注意ください。詳しくは、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

注意

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答頂く義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 共済契約者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では、申込書等に☆印が付されている事項が通知事項となります。

※「まごころ共済」は、「自動車事故費用共済」の愛称です。

※このパンフレットは、「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、県共済までお問い合わせください。

取扱代理所



鹿児島興業信用組合

〒892-0842 鹿児島市東千石町17番11号  
TEL (099) 224-3175

取扱代理所

丸興事業有限公司

〒892-0841 鹿児島市照国町11番20号  
TEL (099) 222-1658